

令和7年度吹田市中小企業ホームページ等作成事業補助金 対象者募集要項

1 概要

市内中小企業者の販路開拓等支援を目的として、ホームページや自社 PR 動画の作成を行った中小企業者に対する作成経費の補助を行うに当たって、補助対象者を募集します。

2 補助対象者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人）であること。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除く
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営むものをいう。以下同じ。）が所有していること。
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していること。
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。
- (2) 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は接客業務受託営業に該当する事業を営んでいないこと。

3 補助対象事業

- (1) 市に登録されているホームページ等作成事業者（以下「登録作成事業者」という。）に、ア～エのいずれかを委託する事業
 - ア 市が定める要件項目を満たしたホームページ（以下「補助対象ホームページ」という。）の新規作成
※現在有するホームページの他に新たに作成するものを含む。
 - イ 現在有するホームページが補助対象ホームページでない場合、そのホームページに、未達の要件項目を追加し、補助対象ホームページとする改修
 - ウ 補助対象ホームページを有する場合、そのホームページに、未達の要件項目を2つ以上追加する改修
 - エ 自社の概要や製品の PR 動画の作成
※補助対象となる動画は、音声を有するものとし、スライドショーやスライドショーと同等程度のフォトムービーは除く。また、ホームページ上で公開する場合は再生ボタンにより再生されるものをいう。

<補助対象ホームページ>

補助対象ホームページは、次の要件項目のうち、5つ以上満たしているホームページをいいます。

要件項目
(1) スマートフォン対応をしていること。
(2) ウェブページが10ページ以上あること。
(3) 問い合わせフォームを有すること。 ※外部リンクによるものを除く。
(4) 採用フォーム、見積フォーム及び予約フォームのいずれかを有すること。 ※外部リンクによるもの及び(3)の問い合わせフォームを兼ねるものを除く。
(5) 常時SSL/TLS化を行っていること。
(6) パンくずリストを設置していること。
(7) 外国語対応していること。 ※ウェブブラウザの機能によるものを除く。
(8) サイト内検索機能を有すること。 ※ウェブブラウザの機能によるものを除く。
(9) 電子商取引サイトを活用しており、かつ自社ホームページから電子商取引サイトへのリンクを張っていること。
(10) ホームページ内に自社の概要や製品のPR動画(※)の挿入 ※スライドショー及びスライドショーと同等程度のフォトムービーを除く。

(2) 注意事項

ア 委託先（発注先）事業者について

ホームページや動画の作成を委託することができるのは、登録作成事業者に限ります。
登録作成事業者は、吹田市のホームページ上で確認することができます。

イ 事業開始（ホームページ及び動画の作成着手）時期について

補助金の交付申請手続き後、本市から交付決定通知書を発行します。ホームページや動画の作成に係る登録作成事業者への発注は、当該交付決定通知書の発行日以降に行う必要があります。

※交付決定通知書の発行日以前に発注を行った場合は、補助対象となりませんので、御注意ください。

ウ 事業完了（ホームページの作成及び動画の作成完了）時期について

ホームページ及び動画の作成については、令和8年2月27日（金）までに公開、登録作成事業者に対する費用の支払を全て完了し、市に完了報告をする必要があります。

※令和8年2月27日（金）までにいずれかが完了していない場合は、補助対象となりませんので、御注意ください。

エ 国、大阪府等から補助金を受ける場合について

国等から補助金を受けている事業及び受ける見込みのある事業は、補助対象となりません。

4 補助対象経費

ホームページの作成（改修含む。）、自社製品のPR動画を作成する事業を行うための登録作成事業者への外部委託費

※サーバーの管理費用等の経常経費については補助対象となりません。

5 補助金の額等

(1) 補助金の額

上限 20 万円（補助率 2 分の 1）

(2) 補助金交付回数

1 事業者につき 1 回限り

※令和 6 年度以前に本補助金の交付を受けた場合は、補助対象となりません。ただし、令和 2 年度以前におけるホームページ新規作成事業への補助は回数に含みません。

6 申請方法

(1) 提出書類

ア 吹田市中小企業ホームページ等作成事業補助金交付申請書【様式第 1 号】

イ 企業概要書【様式第 2 号】

ウ 事業計画書【様式第 3 号】

エ 仕様確認書【様式第 4 号】

※ホームページの作成・改修の場合のみ。登録作成事業者に作成を依頼してください。

オ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し

カ 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し

キ 直近の市町村民税の納税又は非課税を証する書類の写し

ク 登録作成事業者への作成委託費用がわかる見積書の写し

※ア～エは吹田市のホームページから様式をダウンロードして使用してください。

※ウの取り組む補助対象事業について、現在有するホームページから URL が変更になる場合は、ホームページの新規作成としてください。改修は、URL が継続される場合となります。

※キは市町村民税（各市町村発行）に関する書類です。国税（各税務署発行）の納税証明書ではありませんので御注意ください。

(2) 提出方法

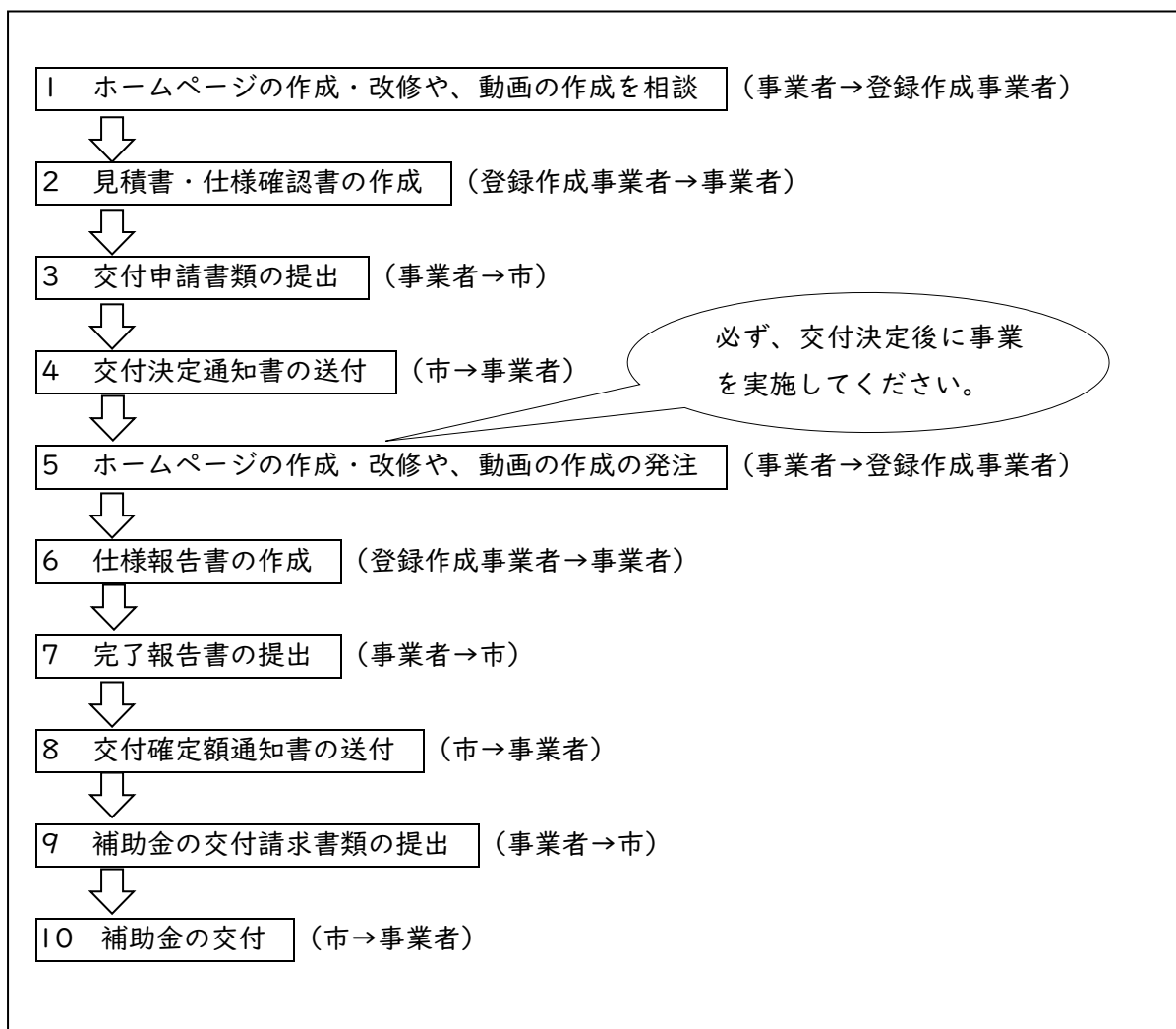
(1)の書類を地域経済振興室へ E メール又は郵送（レターパックライト）で提出してください。

※Eメールでの提出を御希望の場合は、必ず事前に御連絡ください。また、連絡後にデータを提出する場合、ファイル名を(1)の書類名にしてください。

(3) 受付期間

令和 7 年 4 月 28 日（月） ～ 12 月 26 日（金）

7 補助金交付手続きの流れ



8 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp